

# せいそう 労働者 速報

2009年5月18日  
NO.983

東京清掃労働組合  
教育宣伝部

**夏季一時金に係る特例措置が示された。勧告を尊重し、0.2月分の支給を凍結するとした極めて不当な提案！**

---

5月18日、10時26分より、平成21年度夏季手当（第1回）団体交渉が開催され、区長会より「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る特例措置について」（案）が提案されました。内容は、11日の特別区人事委員会勧告をそのまま流用し、期末手当の0.15月分、勤勉手当の0.05月分、合計0.2月分（再任用職員は0.1月分）の支給を凍結するとした極めて不当なものです。

---

11日の特別区人事委員会勧告は、独自の調査を行うことなく出されたもので、精確性、信頼性を欠き、単に人事院に同調し人事院勧告内容を流用したに過ぎないものです。また、その特別区人事委員会勧告を尊重した区長会の提案は極めて不当であり、納得のいくものではありません。

さらに、区長会は、確定期における公民較差の是正について、12月及び3月に支給すべき特別給で行う必要があり、その結果、これらの特別給が極端に減少する可能性があるとし、今回の提案を正当化するかの態度です。

我々は、不当な提案について再考することと併せ、専門委員会で十分な協議を行うことを強く求めてきました。

区長会は、夏季一時金の支給基準日が6月1日であることから、特例措置を実施するには、各特別区において5月末日までに条例改正をする必要があるとしていることから、交渉期間が極めて限定されているのが実態です。

19日専門委員会、22日に団体交渉が予定されています。交渉毎に速報を発行いたしますので、各支部における情報の共有化、意思統一をお願いします。



▲ 夏季手当（第1回）団体交渉にて、不当な特例措置が提案された。

## 2009年度夏季手当第1回団体交渉議事録

1. 日 時 2008年5月18日(月)10時26分から10時36分

2. 場 所 東京区政会館17階交渉室

3. 出席者

区長会：

水島副区長会会長(豊島区)、山田副区長会副会長(北区)、  
田中副区長会副会長(墨田区)、野村副区長会役員(港区)、  
神子副区長会役員(台東区)、鎌形副管理者(特人厚)、

以下：オブザーバー

高木人事企画部長(特人厚)、

荒牧調査課長(特人厚)、澤田勤労課長(特人厚)

清掃労組：

西川委員長、金澤副委員長、金子副委員長、大島書記長、染書記次長、  
山崎財政部長、瀬瀬組織部長、野崎共闘部長、大和田賃金部長、  
木川教育宣伝部長、斉藤賃金部副部長、横須賀教育宣伝部副部長

4. 議事録

〈区長会〉

それでは私から申し上げます。

去る5月11日、特別区人事委員会から「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る特例措置」について勧告がなされました。

私どもは、今回の勧告の取り扱いについて、勧告を尊重する姿勢でこの間検討をしてまいりました。

その結果、私どもは特別区人事委員会がこの時期に異例の勧告を行ったことを重く受け止めるとともに、職員の給与については社会一般の情勢に適應するべきものであること、国や他団体との均衡を図る必要があること等を考慮し、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、

勧告のとおり取り扱うことが必要であると判断いたしました。

本日は、私どもから、「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る特例措置（案）」について提案いたします。

具体的には、再任用以外の職員については、期末手当の0.15月分、勤勉手当の0.05月分を、それぞれ支給を凍結し、別紙（案）の内容のとおりといたします。

再任用職員については、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月分の支給を凍結し、別紙（案）の内容のとおりといたします。

また、本来、平成21年6月に支給すべきものとして定められている期末手当及び勤勉手当の支給月数と、この特例措置による期末手当及び勤勉手当の支給月数との差に相当する支給月数の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずることといたします。

特別区人事委員会は、今回の特例措置による凍結分に相当する支給月数の、期末手当及び勤勉手当の取扱いに係る必要な措置については、今後、民間における特別給の支給状況を調査し、別途勧告することとしております。

私どもといたしましては、この特別区人事委員会の勧告を踏まえ、措置すべき内容について、本年の給与改定交渉において改めて皆さんにお示ししたいと考えております。

なお、本特例措置の実施につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給基準日が6月1日であることから、各特別区において5月末日までに条例改正をする必要があります。

清掃労組の皆さんには、この点を踏まえ円滑な協議にご協力をいただきますようお願いいたします。

本日の提案は、職員の皆さんにとって非常に厳しい内容であり、皆さんの生活に大きな影響を与えるものと理解しております。

その一方、職員の勤務条件については、社会情勢を踏まえ、時宜に適った対応をしていくことが強く求められており、そのことが区民の区政に対する信頼の確保に欠かせないものと認識しております。

私どもといたしましては、限られた期間ではありますが、今後皆さんと精力的に協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 〈清掃労組〉

ただいま、みなさんから「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る特例措置（案）」について示されました。

本来ならば、この時期に私どもの方から「2009年夏季一時金に関する要求書」を提出する予定で準備を進めてまいりました。

しかし、今期は異例の事態となり、私どもからの要求書提出前にみなさんの方から夏季一時金に関わり減額の提案がなされました。

減額される0、2月分は職員の生活にとって極めて大きな額であり、給料表水準の引下げとも重なって住宅ローンを始めとする各種生活必需品のローン返済や子供の教育費の捻出等、生活する上で大きな負担となります。

本日のみなさんからの提案は、5月11日の特別区人事委員会勧告を尊重する立場からの提案としていますが、特別区人事委員会は、今期の夏季一時金支給に関わり、特別区内民間企業（事業所）の実態調査を実施しておりません。単に、人事院に同調し人事院勧告と同様の内容で勧告を行ったに過ぎません。

私どもは、特別区人事委員会勧告が、精確性及び信頼性が十分に担保された調査に基づく勧告であるならば当然のこととして尊重すべきと考えます。しかしながら、今回の特別区人事委員会勧告は調査さえも行わずに行った勧告であり、単に人事院に同調し人事院勧告内容を流用したに過ぎません。

人事院は、今回の特別調査に関わり、「短期間のうちに通常の職種別民間給与実態調査とは異なる抽出方法を用い、支給実績ではなく支給額の伸び率の把握を、実地調査ではなく通信調査で行ったものです。従って、今回の調査結果には、支給実績調査と伸び率調査の違いによる調査結果の相違や、通信調査に伴うデータ確保の精確性等の不確定要素がある」としています。また、「決定済企業の従業員数は、全体の20%にとどまっております。かつ、製造業従業員のウエイトが高いので、決定済企業の従業員ベースの夏季一時金の減少率（14.9%）は直ちに全産業を代表するものと

はいいにくい」と、人事院自らが今回の特別調査では全体の状況を精確に把握することはできないと認めています。

特別区人事委員会がこのような精確性も信頼性も欠く人事院勧告を流用したことは、中立・公平な第三者機関としての責務を放棄し人事委員会制度そのものを人事委員会自ら否定するものです。また、その特別区人勸を尊重するとしたみなさんの提案は、大方の職員は理解できないものです。

公務員賃金決定に関わり情勢適応の原則は十分に理解しているつもりです。しかし、その情勢とは調査期間・調査対象となる企業数・調査内容等が十分に確保されてはじめて精確性及び信頼性が担保されることとなります。今回の人事院の特別調査結果は、人事院自ら認めるように不精確であり信頼性もありません。

5月15日の区長会総会での私どもの要請の席で、多田区長会会長からは、「勧告の取扱いにつきましてはこれを尊重する姿勢で・・・」や「職員の勤務条件については、社会一般の情勢に適応し、時機を失することなく適切に対処していくこと・・・」等が述べられましたが、今回の勧告は先に申し上げましたように、精確性も信頼性もなく尊重するに値しない勧告だと私どもは思っています。情勢適応の原則についても理解していますが、人事委員会勧告当日の区長会会長のコメントでも「民間企業夏季一時金がかかってないほど大幅に減少することがうかがわれる・・・」とあくまで予測であることを語っています。

勧告制度を尊重するならば、精確な調査に基づいた勧告を尊重すべきです。

これらのことを踏まえ、今期の夏季一時金支給に関わっては、不当な人事委員会勧告に左右されることなく、条例に沿った対応を図るべきであると強く申し上げます。

〈区長会〉

先ほど申し上げましたとおり、今回の特例措置は、あくまで暫定的なものであります。

特別区人事委員会は、本年も従来のとおり民間の給与支給状況を調査し、その結果に基づく精確な支給月数の算定を行うとして

おります。

私どもは、特別給の年間の支給月数について、特別区人事委員会の調査結果を踏まえて検討のうえ、これまでと同様に、皆さんと協議してまいりたいと考えております。

加えて、仮に今回の特例措置を行わなかった場合、本年の公民比較に基づく較差の是正について、12月及び3月に支給すべき特別給で行う必要があります、その結果、これらの特別給が極端に減少する可能性があります。

私どもは、この特例措置を実施することで、職員の皆さんの生活に与える影響を可能な限り緩和することも必要であると考えております。

特別区を取り巻く環境が極めて厳しいなか、職員の給与水準を始めとする勤務条件については、社会一般の情勢に適応し、時機を失することなく適切に対処していくことが、区民の区政に対する信頼を確保するうえで、極めて重要であると考えております。

今回の特例措置につきましては、私どもがこうした認識の下、検討を重ねた結果としてお示したものであります。

私どもといたしましては、皆さんと誠意をもって真摯に協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 〈清掃労組〉

ただ今、みなさんから、改めて今年度の夏季一時金支給に関わる考え方が示されました。

今回の夏季一時金の減額に関わる提案はあくまで暫定的なものとのことですが、「仮に今回の特例措置を行わなかった場合、本年の公民比較に基づく較差の是正について、12月及び3月に支給すべき特別給で行う必要があります、その結果、これらの特別給が極端に減少する可能性があります。」と、年度末の支給額の0.25を上回る減額もあることを示唆しています。

しかし、今回の提案はあまりにも急な提案であり、提案そのものが人事

院の勧告を流用した特別区人事委員会からの勧告に基づいた提案です。特別区人事委員会勧告をみなさんが尊重する考え方から今回の提案ということですが、一時金については各々の職員それぞれ住宅ローン等の返済にあてる等、使途については予定を立てています。暫定的な措置とはいえ、0.2月の減額は職員の生活に大きな影響をもたらすものです。

特別区人事委員会に対しては、精確な調査を実施し信頼性に足りる勧告を行うことを強く求めていただきたいと思います。

今回の提案については、再考するよう改めて強く求めると同時に専門委員会で十分な協議をすることを求めます。

以上

## 平成21年6月に支給する期末手当及び 勤勉手当に係る特例措置について(案)

### 1 趣旨

社会情勢に適応する必要があること及び国や他団体等との均衡を図る観点から、以下のとおり措置を講ずることとする。

### 2 内容

(1) 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数は、現行の規定に関わらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数とする。

① 一般職員(再任用職員以外の職員)

期末手当 : 1.20月  
勤勉手当 : 0.70月

② 一般職員(再任用職員)

期末手当 : 0.650月  
勤勉手当 : 0.325月

(2) 本来、平成21年6月に支給すべきものとして定められている期末手当及び勤勉手当の支給月数と、(1)の措置による期末手当及び勤勉手当の支給月数との差に相当する支給月数の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずることとする。